

藤枝市教育委員会

令和3年4月定例会議案

令和3年4月27日

藤枝市教育委員会 4 月定例会議事日程

日 時 令和3年4月27日(火) 午前10時15分から
場 所 藤枝市役所西館3階 特別会議室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

- | | | |
|--------|---------------------------|-------|
| 第8号議案 | 藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について | -P1- |
| 第9号議案 | 藤枝市立小・中学校通学区域の調査審議について | -P3- |
| 第10号議案 | トイレ洋式化等改修工事の計画の策定について | -P13- |
| 第11号議案 | 藤枝市立図書館協議会委員の委嘱について | -P15- |

日 程 第2 諸般の報告

○教育政策課

- ・第2期藤枝市小中一貫教育推進計画の策定方針について -P17-
- ・令和3年度藤枝市小・中学校 児童数・生徒数・学級数・教職員数について -P20-

○生涯学習課

- ・「令和3年度市子連親子写生作品コンクール」について -P21-

○図書課

- ・文部科学省『子供の読書活動優秀実践図書館』として藤枝市立図書館が表彰されました -P22-

○その他

閉 会

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について

藤枝市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和 60 年条例第 7 号）第 3 条の規定により、別紙の者を藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員に委嘱する。

令和 3 年 4 月 2 7 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員 7 名が欠員となったため、新たに 7 名を委嘱したく提案するものです。

藤枝市立小・中学校通学区域審議会委員（案）

No.	氏名	役職名等	新任・再任 ・継続	備考
1	工藤 道夫	藤枝第4自治会長（藤枝地区支部長）	継続	1号
2	青野 男	岡部第2自治会長（岡部地区支部長）	新任	1号
3	八坂 知子	藤枝市PTA連絡協議会 会長（葉梨小PTA会長）	新任	2号
4	杉井 純子	藤枝市PTA連絡協議会 副会長（青島東小PTA会長）	新任	2号
5	鈴木 美紀	藤枝市PTA連絡協議会 家庭教育委員ブロック長 （藤枝中家庭教育委員）	新任	2号
6	杉本 好基	広幡小学校長	新任	3号
7	天野 和博	朝比奈第一小学校長	新任	3号
8	海老岡 正乃	岡部中学校長	継続	3号
9	池谷 直子	岡部小学校応援団コーディネーター 藤枝中学校部活動指導員	新任	4号
10	仲山 清子	藤枝地区保護司会副会長 青島中学校評議員	継続	4号

任 期	令和2年4月1日～令和4年3月31日（任期2年）
-----	--------------------------

変更理由	欠員によるもの
------	---------

【藤枝市立小・中学校通学区域審議会条例】（昭和60年条例第7号）抜粋

第3条（組織）

- 1 審議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者から教育委員会が委嘱する。
 - （1）自治会代表者
 - （2）小・中学校PTA代表者
 - （3）小・中学校長
 - （4）学識経験を有する者

藤枝市立小・中学校通学区域の調査審議について

藤枝市立小・中学校通学区域について、藤枝市教育委員会より藤枝市立小・中学校通学区域審議会に調査審議することを求める。

令和 3 年 4 月 2 7 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

瀬戸谷・岡部・葉梨の各中学校区学校運営協議会より、藤枝市学校運営協議会規則第 5 条に基づき、「学校運営に関する申出書(令和 3 年 3 月 30 日受付)」が提出され、瀬戸谷・朝比奈第一・葉梨西北の各小学校学区外からの児童の入学・転校を認める「小規模特認校制度」の導入を求められ、通学区域の見直しに関する事項について調査審議が必要になったため、藤枝市立小・中学校通学区域審議会条例第 2 条の規定により、教育委員会より審議会に諮問したく提案するものです。

小規模特認校制度の導入について

(教育政策課)

1 背景

本市における中山間地域の小学校の特徴として、ほとんどが小規模校であり、児童数が少ないことで大規模校に比べて教員との距離間が近く、子ども達それぞれも親和度合が高い。また、地域住民や自然と触れ合うカリキュラムが多いなど、中山間地ならではの特色ある教育が進められており、そのような教育環境での就学を望む児童や保護者からの相談も寄せられている。

一方で、中山間地域では児童生徒の減少が進み、朝比奈第一小学校では令和2年度から複式学級（2学年合計が14名以下）が現実となり、葉梨西北小においても今後想定される。そこで、今後の児童生徒数の推移等を勘案し、児童減少の課題解決に向けた方策を検討する必要がある。

2 小規模特認校制度とは

市内の児童が居住地域の小学校以外の小規模学校へ入学・転校を希望した場合の特例を認めるもの。また、小規模特認校の小学校を卒業後は、中学校入学に関しても継続して当該特認校学区の中学に入学できる運用としている。県内では静岡市、浜松市、島田市など6市で導入されている

本市では、小規模校で自然にあふれる教育環境にあり、今後も児童数の大幅な増加が見込まれず、将来的に複式学級化の可能性のある瀬戸谷小、朝比奈第一小、葉梨西北小の3校を対象とする。

3 導入にあたってのメリット・デメリット

メリット

- ①小規模校の特色ある教育環境を望む子ども・保護者への対応
- ②児童・生徒が増加することによる学校・地域活動の活性化
- ③学校や地域の活動の広報や周知がより活発化
- ④将来的な移住・定住人口増加への足掛かり

デメリット

- ①在籍児童にとって固定的な人間関係が変わる不安を抱える恐れ
- ②居住区が異なるため、子ども会やPTA活動等における配慮
- ③安全・確実な通学手段の確保（バスか保護者送迎が原則）

4 スケジュール

令和3年5月迄	P T A ・ 地域への説明
令和3年7月迄	教育委員会での詳細検討⇒決定と周知
令和3年9月～	募集開始・学校説明会等開催⇒申込と学校面談
令和4年1月～	入学・転校者決定
令和4年4月～	入学・転校（制度実施）

3小学校 通常学級児童数及び学級編制 将来推計(網掛けは複式学級対象)

令和3年4月1日現在

年度	朝比奈第一小学校 (上段:児童数 下段:クラス数)						計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
2	6	9	4	12	10	5	46
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)
3	12	6	9	4	12	10	53
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)
4	11	12	6	9	4	12	54
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)
5	5	11	12	6	9	4	47
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)
6	13	5	11	12	6	9	56
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
7	9	13	5	11	12	6	56
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
8	2	9	13	5	11	12	52
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
9	7	2	9	13	5	11	47
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)
10	7	7	2	9	13	5	43
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)
11	7	7	7	2	9	13	45
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
12	7	7	7	7	2	9	39
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)

年度	葉梨西北小学校 (上段:児童数 下段:クラス数)						計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
2	9	10	11	6	13	14	63
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
3	10	9	10	11	6	13	59
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
4	10	10	9	10	11	6	56
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
5	7	10	10	9	10	11	57
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
6	6	7	10	10	9	10	52
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
7	9	6	7	10	10	9	51
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)
8	5	9	6	7	10	10	47
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)
9	6	5	9	6	7	10	43
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
10	6	6	5	9	6	7	39
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
11	6	6	6	5	9	6	38
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)
12	6	6	6	6	5	9	38
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)

年度	瀬戸谷小学校 (上段:児童数 下段:クラス数)						計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
2	7	12	18	11	19	9	76
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
3	9	7	12	18	11	19	76
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
4	10	9	7	12	18	11	67
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
5	14	10	9	7	12	18	70
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
6	9	14	10	9	7	12	61
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
7	11	9	14	10	9	7	60
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
8	9	11	9	14	10	9	62
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
9	9	9	11	9	14	10	62
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
10	8	9	9	11	9	14	60
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
11	8	8	9	9	11	9	54
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
12	8	8	8	9	9	11	53
	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)

推計の算定方法

- 1年は、R8までは、令和3年4月1日現在の学齢簿の就学予定者調をもとに試算。
- R9以降は、R1の本市の出生数、社人研による本市の0～4歳児人口推計の減少率、当該学校の過去3年の児童入学率で試算。

学校指定変更について（案）

各小中学校ごとに通学区域を設定して、就学児童・生徒の住所により就学すべき学校を指定しております。しかし、指定された学校を変更して通学を希望する場合は、保護者の申立てにより、学校を変更する場合があります。

藤枝市の要件等は以下のとおりです。

藤枝市立小中学校における学校指定の変更要件

種 別	要 件	期 間	添付書類等
病気等通学困難	身体的、精神的な病気等の理由で指定校に通学することが困難な場合	事由解消まで	・医師の診断書 ・所属長の副申書のいずれか
最終学年の転居	最終学年で転居し、引き続き従来の学校へ通学を希望する場合	卒業まで	
学期途中の転居	最終学年以外の学年で学期途中で転居し、引き続き従来の学校へ通学を希望する場合	学期末まで	
住宅要件	住宅の新改築等により工事完成後に転居することが確実である時、一時的に学区外から通学を希望する場合	転居予定日まで (最長6ヶ月)	・建築確認書の写し ・入居契約書の写しなど
教育的配慮	いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで問題が解決されると見込まれる場合	事由解消まで	・所属長の副申書 ・教育委員会が必要とする書類
公共事業による立ち退き	公共事業により住居の立ち退きを余儀なくされたが、引き続き従来の住所による指定校へ通学を希望する場合	卒業まで	・立ち退き証明書
小学生留守家庭	放課後保護者がいないことにより、児童を祖父母宅へ預け、その預け先住所により指定される学校へ通学を希望される場合	事由解消まで	・保護者の在職証明書 ・児童預かり証明書
地域の特殊事情	通学区を改正した区域で、自治会等歴史的に緊密な日常生活圏にあるため、従前の学校への通学を希望した場合(施行日以降に通学区を改正した区域に限る。)	卒業まで	
通学の安全確保	通学上の危険を回避するため安全な隣接学区の学校への通学を希望する場合	事由解消まで	
小規模特認校制度	市内の児童が居住地の小学校以外の小規模学校(瀬戸谷小、朝比奈第一小、葉梨西北小)へ入学・転校を希望した場合	小学校卒業まで	・小規模特認校卒業後に特認校を学区とする中学校に進学することを可能とする。
その他	その他、教育委員会が認めた場合	事由解消まで	・教育委員会が必要とする書類

※学校指定変更による通学については、保護者が送迎を行うなど、一切の責任を持ち、安全に通学させてください。
児童生徒の通学の安全確保が図れない場合は許可を認めない場合があります。

指定変更の手続きについて

市役所西館4階、教育政策課へお越しください。
持参するもの：印鑑、添付書類、就学または入学通知書（新1年生の場合）

【4月に入学する新1年生の場合】
就学または入学通知書が届いて（1月下旬）から受け付けをいたします。

相談、お問い合わせ先・・・
藤枝市教育委員会 教育政策課 TEL 054-643-3135

トイレ洋式化等改修工事の計画

(教育政策課)

1 目的

これまで、小学校1年生用トイレの洋式化を主体としたトイレの環境改善を推進し、平成30年度をもって事業が完了した。しかしながら、学校における洋式トイレの数は十分ではなく、またトイレの老朽化も進んでいることから、引続き小学校2年生以上のトイレについても改修工事を進め、教育環境の向上を図るものである。

2 工事概要

一昨年度から、小学校2年生以上が使用するトイレの改修工事に着手しており、本年度は青島東小、葉梨小、大洲小の3校にて実施する。

〈工事名称〉

令和3年度 青島東小学校トイレ洋式化等改修工事

令和3年度 葉梨小学校トイレ洋式化等改修工事

令和3年度 大洲小学校トイレ洋式化等改修工事

〈工事内容〉

トイレの洋式化、小便器ほか衛生器具類の更新、
トイレブースの更新、床の段差解消及び乾式化、
給排水管の更新、その他内装改修

3 学校との協議事項

- (1) 夏休みを中心に実施し、学校運営に極力支障が無いよう実施する。
- (2) 工事ヤードを設け、児童や学校関係者と工事エリアを区画し安全に配慮して実施する。
- (3) 工事着手にあたり、学校との事前協議を十分行う。
- (4) 緊急時においても学校との連絡が取れる体制を設ける。

4 その他

青島東小学校では初の試みとして、男子トイレの小便器を廃止し、大便器のみのトイレに改修することで、多様化するライフスタイルに適応したトイレ環境の整備を行っていく。

葉梨小学校では職員用トイレの改修に着手し、執務環境の改善を図る計画である。

トイレ洋式化等改修工事の計画の策定について

トイレ洋式化等改修工事の計画を別紙のとおり策定する。

令和 3 年 4 月 2 7 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

トイレ洋式化等改修工事の発注に先立ち、工事の計画を策定するものです。

藤枝市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条及び藤枝市立図書館条例（昭和 54 年藤枝市条例第 15 号）第 12 条により、別紙の者を図書館協議会委員に委嘱する。

令和 3 年 4 月 2 7 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

令和 2 年 4 月 1 日付け委嘱した藤枝市図書館協議会委員 1 名より退任の申し出があったため、これを解嘱し新たに 1 名を委嘱したく提案するものです。

別紙

藤枝市立図書館協議会委員（案）

No.	氏名	役職名等	新任・再任 ・継続	備考
1	増田 嗣郎	藤枝市老人クラブ連合会理事	継続	学識経験者
2	関口 やち代	子育て支援サークル「いないいないばあ」代表	継続	学識経験者
3	山田 裕子	藤枝橘幼稚園園長	継続	学識経験者
4	橋爪 千恵子	元静岡福祉大学教授	継続	学識経験者
5	櫻井 利枝	藤枝市文化協会常任理事	継続	学識経験者
6	小林 奈津子	藤枝子どもと本をつなぐ会会長	継続	社会教育関係者
7	三須 貞佳	藤枝市立青島東小学校校長	新任	学校教育関係者
8	吉田 令子	図書館ボランティア	継続	学識経験者

任期	令和2年4月1日～令和4年3月31日（任期2年）
変更理由	前任者の退任によるもの

【図書館法】（昭和25年4月30日法律第118号）抜粋
第14条（図書館協議会）

- 1 公立図書館に図書館協議会をおくことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

【藤枝市立図書館条例】（昭和54年3月23日条例第15号）抜粋

第12条（図書館協議会）

- 1 法第14条第1項の規定による藤枝市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

行政経営会議 提案総括シート

部名・部長名

教育部 安達 剛正

事案名	第 2 期藤枝市小中一貫教育推進計画の策定方針について
総合計画位置づけ	掲載P126～P129
	政策 3 - 2 学校教育の充実（小中一貫教育の推進）
決定すべき事項	第 2 期藤枝市小中一貫教育推進計画の策定方針
付議する理由	平成 29 年 3 月に策定した「藤枝市小中一貫教育推進計画」の期間満了（H29～R3 年度）に伴い、新たな計画を策定するにあたり、その策定方針を決定するため
事業実施の目的・効果	<p>〈目的〉</p> <p>義務教育 9 年間を通して、共通した理念のもとで子供の健やかな成長を支援するため、系統的な指導計画を編成・実践する「縦の小中一貫教育」と、家庭・地域・学校等が連携・協働する「横の小中一貫教育」を通して、本市独自の学びの環境を構築する。</p> <p>〈効果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学進学に対する不安の解消 ・ 児童生徒の社会性の向上と確かな学力の習得 ・ 教員の指導力向上 ・ 地域コミュニティの協力を得た、“地域とともにある学校” づくり
協議の経緯	<p>〈主な経緯〉</p> <p>平成 29 年 4 月 藤枝市小中一貫教育推進計画の策定(H29～R3)</p> <p>〃 瀬戸谷地区で開始し、各中学校区で順次開始</p> <p>令和 2 年 10 月 児童アンケートを実施</p> <p>令和 3 年 4 月 市内全地区で小中一貫教育を開始</p> <p>〃 教育委員会定例会で協議</p>
事業の概要	<p>根拠法令等 策定を義務付けする法令はありません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育基本法（H18 改正・施行）・学校教育法（R 元改正・施行） ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（R2 改正・施行） <p>計画期間 令和 4 年度～令和 7 年度（4 年間）…総合計画前期期間との整合</p> <p>策定方針 本市の小中一貫教育の特徴である、「縦の小中一貫教育」と「横の小中一貫教育」を更に推進し、子供の育ちを支援する教育環境づくりの強化を図る。また、各種アンケート結果や有識者の意見を反映するとともに、グローバル化や情報化などの社会の変化に対応する視点を盛り込む。</p>
今後の課題	<p>〈検討すべき事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中一貫教育の推進を強化する人的体制の構築 ・ 計画の効率的な推進に向けた指標の設定 <p>〈想定される課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中一貫教育を進めるにあたり、学校施設や学校規模の在り方について

第2期藤枝市小中一貫教育推進計画の策定方針について

(教育政策課)

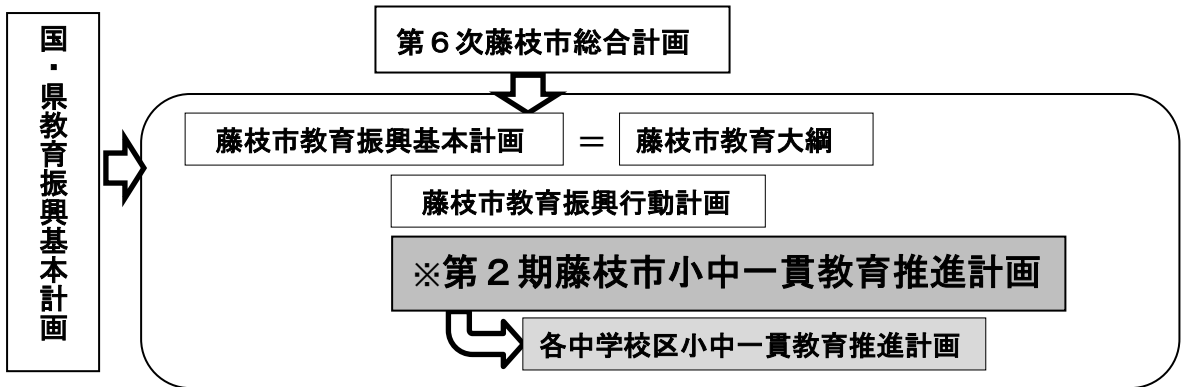
1 計画概要

(1) 策定の目的

各中学校区において、義務教育9年間を通して“育てたい子供像”を、家庭・地域・学校が共有し、連続した「学び」の指導や支援を一体となって行うことで、子供たちが確かな学力を持ち、豊かな人間性と社会性の向上を育むため、本市の小中一貫教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する第2期計画を策定する。

(2) 計画の期間 令和4年度から令和7年度までの4年間（総合計画との整合）

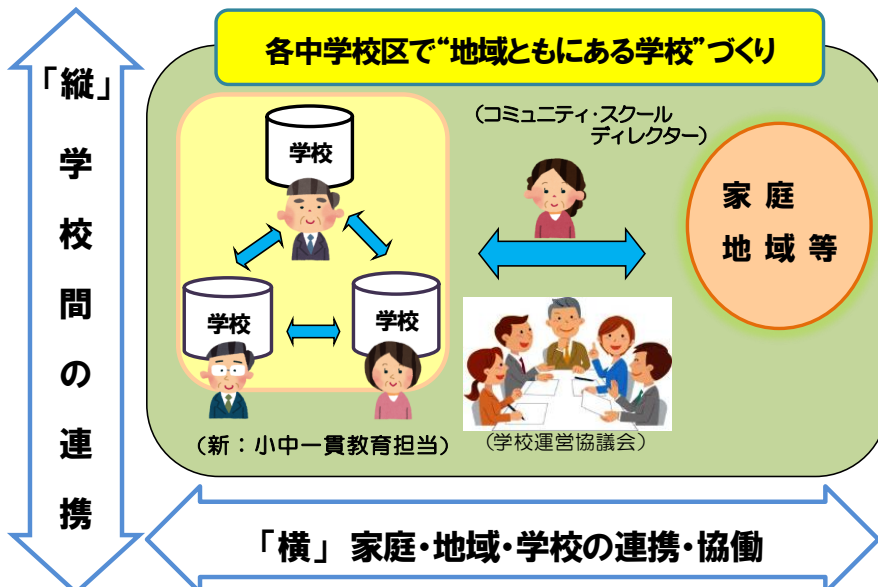
(3) 計画の位置づけ



2 策定方針（案）

【キャッチフレーズ】：藤枝の未来を拓く 子供たちを共に育てる ～9年間を通した系統的な学びの推進～

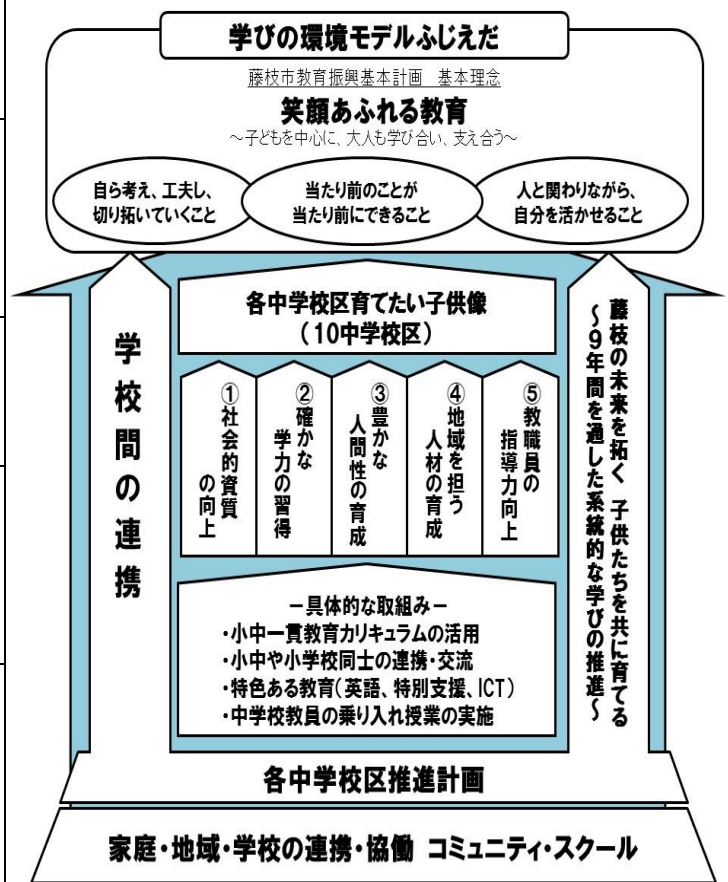
- ◆今年度より市内全中学校区で小中一貫教育が開始され、家庭・地域・学校が目指す子ども像を共有し、更なる連携・協働を推進する姿勢を示すキャッチフレーズに変更。
- ◆本市小中一貫教育の特徴である、「縦」と「横」の連携体制を推進するため、「縦」の要として、学校で小中一貫教育を推進する担当教員を新たに設け、「横」の要であるコミュニティ・スクールディレクターとの連携体制を強化。
- ◆各種アンケート結果や有識者の意見を反映するとともに、グローバル化や情報化などの社会の変化に対応する視点を盛り込む。



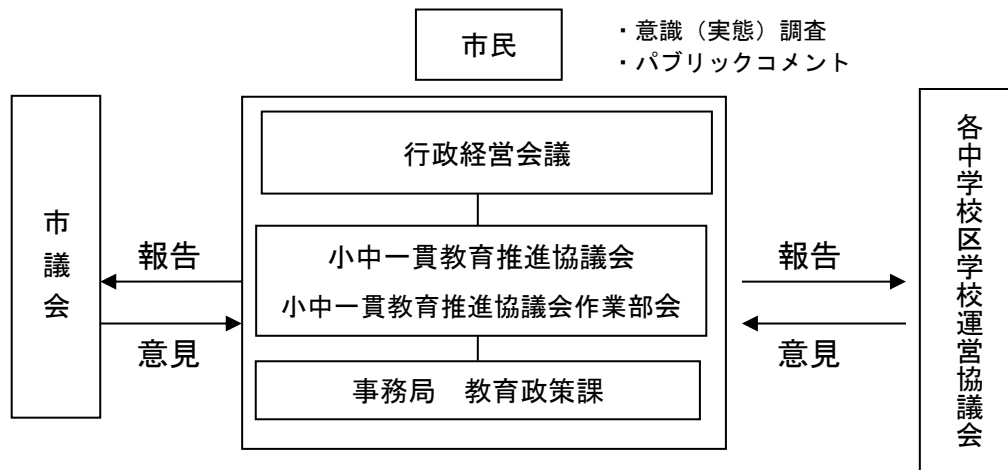
【推進する5項目】

①社会的資質の向上 ～ふれあいでつなぐ～	<ul style="list-style-type: none"> 自己肯定感、社会性やコミュニケーション能力の向上
②確かな学力の習得 ～学びをつなぐ～	<ul style="list-style-type: none"> 市独自カリキュラムによる学力向上 乗入れ授業等実施 ICTの利活用
③豊かな人間性の育成 ～夢(希望)をつなぐ～	<ul style="list-style-type: none"> 様々な交流を実施 豊かな人間性や自己教育力を育成
④地域を担う人材の育成 ～地域でつなぐ～	<ul style="list-style-type: none"> 愛郷心と地域貢献への気持ちの醸成 将来の地域を担う人材を育成
⑤教職員の指導力向上 ～教えをつなぐ～	<ul style="list-style-type: none"> 推進担当教諭の育成 教職員が情報共有と相互理解 ICTを含めた研修の実施

【推進のイメージ図】



3 計画の策定体制



4 策定スケジュール

令和3年 5月～	策定方針決定 (総合教育会議・教育委員会・行政経営会議)
令和3年 6月	策定方針報告 (市議会)
令和3年 6月～	推進協議会、検討委員会で審議 (隔月ペース)
令和3年 11月	計画案承認と報告 (行政経営会議、市議会)
令和3年 12月～	パブリックコメント
令和4年 2月	パブリックコメント結果報告 (行政経営会議)
令和4年 3月	計画公表・周知

藤枝市小中一貫教育推進計画

藤枝の未来を拓く

子どもたちの育成に向けて



平成29年3月

藤枝市教育委員会

は じ め に

昨今の教育環境を取り巻く状況は、急激に変化し、少子高齢化が顕著に進行する中、各市・各地域における教育拠点としての学校施設のあり方や、その運営の方法についても大きな変貌期を迎えており、平成27年度に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、総合教育会議の設置や教育長と教育委員長を一体化した新たな教育委員会の設置など、地方教育行政における責任の明確化が図られたところです。

また、教育現場におきましても、次期学習指導要領の改訂に向けて、小学校における英語教育の教科化やプログラミング教育の実施、ICTによる教育方法の進化など、新たな教育の場面を創造していく方針が示され、地方教育現場においても迅速な準備が必要となっております。

さらには、少子化に伴う学校施設や学区の再編、子どもの早期発達に伴う指導内容の変更、あるいは特別に支援を要する児童・生徒の増加による個々の特性にあった教育環境の創造など、各学校の教育現場におきましても、対応に苦慮している状況があります。

このような中で、藤枝市におきましては、平成25年3月に「藤枝市教育振興基本計画」を策定し、「笑顔あふれる教育」の実現に向け、今後目指す本市の教育のあるべき姿を具現化し、人づくりを継続的に行うことで「教育日本一」を目指した「学びの環境づくり」の柱を設定してまいりました。

その中で「学校教育を中心とした子どもたちが未来を生き抜く力の育成」を掲げ、前述の諸問題に対応すべき様々な事業を展開してまいりましたが、これまでの教育制度の中での展開には限りのあることから、根本的・抜本的な変革を模索するとともに、将来の藤枝を担う人材の育成に向けて、継続的な確固たる教育方針を追求するため、小中一貫教育を推進し、小学校と中学校が連携する中で課題を解決する方向性を模索するとともに、地域・家庭・企業・市民活動団体等との協働も深めることで、地域一体となった教育環境づくりを目指していきます。

平成29年3月

藤 枝 市 長 北 村 正 平

目 次

I	計画策定にあたって	ページ
1	現状と課題	1
2	小中一貫教育の推進	2
3	小中一貫教育推進計画の位置づけ	3
II	小中一貫教育の方針	
1	本市の小中一貫教育	4
2	キャッチフレーズ	4
3	推進の方法	5
III	具体事業	
1	短期的な取組例	6
2	中長期的な取組例	10
3	モデル地区の取組	10
IV	計画年次	10
V	参考資料	11

I 計画策定にあたって

1 現状と課題

本市では、4K施策（健康・教育・環境・危機管理）を重点施策として積極的に取り組むことで、子育て世帯を中心に人口が増加してきましたが、合計特殊出生率*₁は全国・県平均に及ばず、小中学校の児童・生徒数においても転入者の多い地区と少ない地区とでの差が拡大しています。

各学校においては、問題行動件数は小学校が減少、中学校が横ばい状態ではありますが、不登校の児童生徒数については近年増加傾向にあり、特に小学5、6年生からの増加が顕著であり、「中1ギャップ」*₂の解消策など、適切な対応を進める必要があります。

また、特別に支援を要する児童・生徒も増加傾向にあるため、一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな教育の充実や、継続した指導体制の強化も求められております。

施設面においても、静岡式35人学級編制*₃の導入や特別支援学級の増加により、余裕教室が減ってきており、また、校舎躯体の耐久性の状況から、改築計画の策定も求められているところです。

一方、価値観の多様化、高度情報化社会、グローバル化*₄が進む中で、子どもたちの生きる力となる創造力や問題解決力を育み、確かな学力を定着させるため、教員にはより専門性の高い指導力が求められておりますが、学校現場で多忙化が問題視される中、学校だけですべての要望を担うことは限界が見えている現状です。

このような状況の中で、本市では平成23年度から子どもに夢や希望、確かな学力を育むため、全中学校区で小中学校が連携して9年間の視点で教育活動に取り組む「小中学校連携ドリームプラン事業」*₅を実施しております。

その成果として、小中連携教育は年々深化、充実し、それぞれの理解が進み、教員の合同研修会や、子どもの交流事業も実施される中で、地域との交流も図られてきました。

さらには、地区毎に取組内容は違いますが、どの中学校区も9年間で子どもを育てようとする意識が高まってきており、その延長線上に小中一貫教育があると考えます。

2 小中一貫教育の推進

本市では、1『現状と課題』を踏まえ、小中学校連携ドリームプラン事業により連携教育が定着しつつある中で、さらに確実かつ継続性のある教育環境を確立するために、学区内の小中学校が義務教育9年間を通した共通理念のもとで、系統的な指導計画を編成・実践していく小中一貫教育を本計画で推進します。

また、「目指す子ども像の共有化」により、地域や市民活動団体との協働など、新たな連携を生み出しながら、伝統的あるいは地域の特色ある教育を実現し、「地域の子どもは地域で育てる」教育環境を確立していくことを目指し、中学校区毎、小中一貫教育を前提とした計画を策定する推進協議会を設置していきます。

※ 小中連携教育と小中一貫教育を文部科学省では次のように定義しています。

小中連携教育…小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育…小中連携のうち、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育実践を目指す教育

出典 小中一貫教育等についての実態調査より（平成26年5月実施）

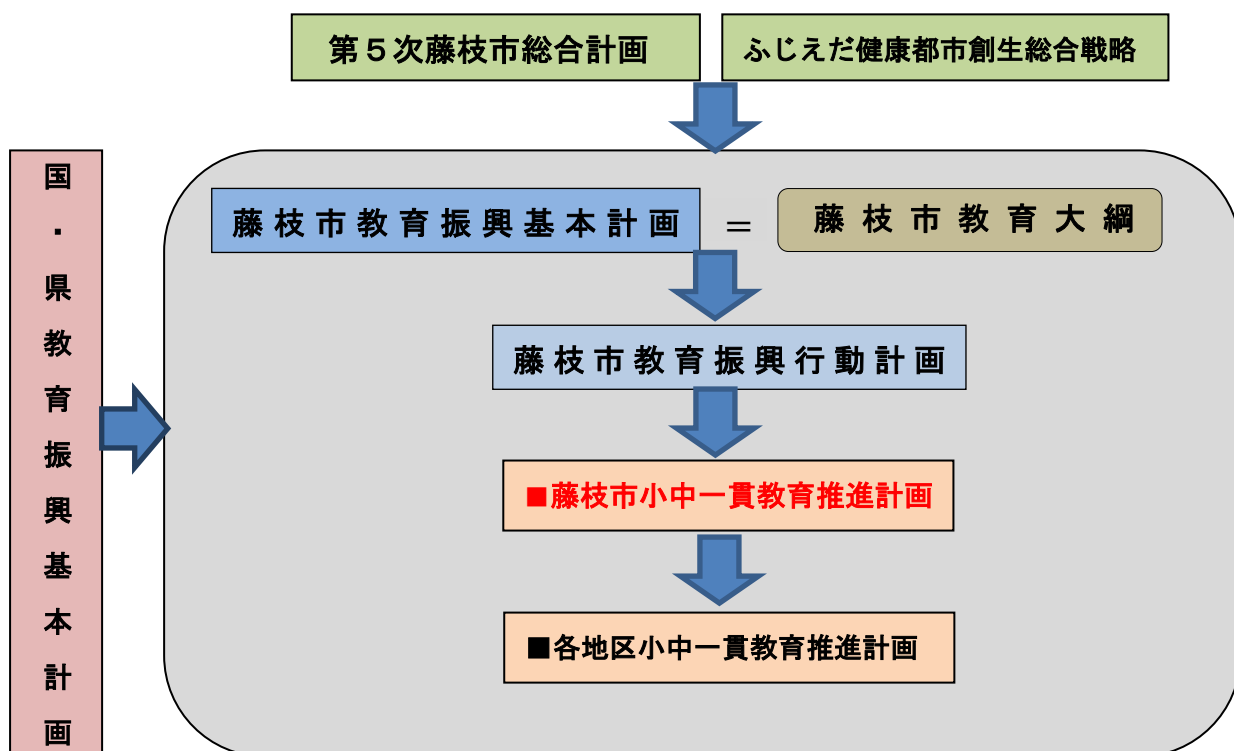
なお、中学校区毎の小中一貫教育の開始時期については、地区の推進計画を策定した時点とします。



3 小中一貫教育推進計画の位置づけ

小中一貫教育推進計画は、第5次藤枝市総合計画では「未来を生き抜く力の育成」の施策として位置づけ、「藤枝市教育大綱」や「藤枝市教育振興基本計画」においても「市民総がかりで子どもの未来の応援」の施策のひとつとして、さらには「藤枝市教育振興行動計画」においても同様の施策としての展開を計画しています。

また、本計画において地区毎小中一貫教育推進計画を位置づけ、市内全域を網羅した計画策定による「市民総がかりで子どもの未来の応援」の実現に向けて事業展開を推進していきます。



Ⅱ 小中一貫教育の方針

1 本市の小中一貫教育

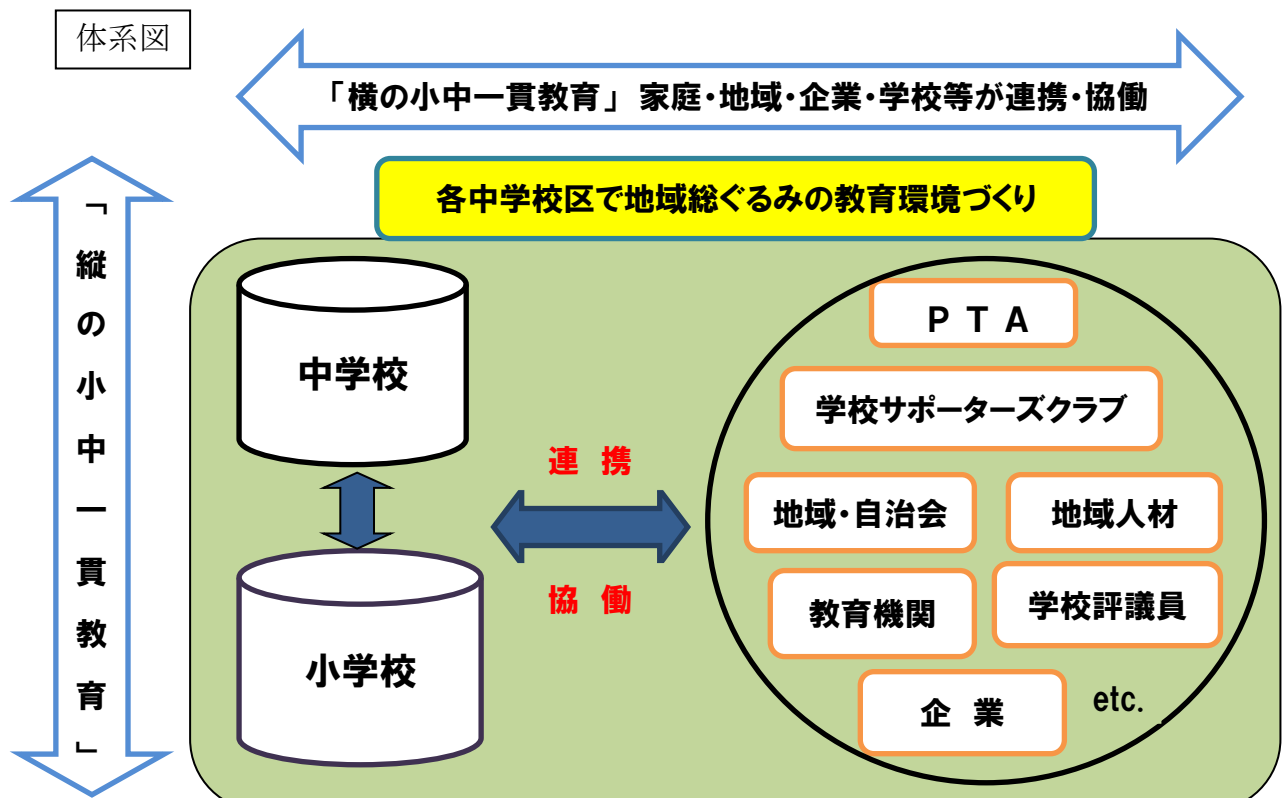
本市が目指す「未来を生き抜く力の育成」のために、義務教育小学校6年間と中学校3年間で9年間の連続した期間として捉えることで、一人ひとりの健やかな成長を支援するとともに、中1ギャップなどの課題解決に向けて計画的・継続的に、子どもたちの育成にあたります。

加えて、本市教育大綱で掲げている市民総がかりの教育の実現のため、家庭・地域・学校等が協働して地域ぐるみで取り組む横のつながりを強化し、9年間で目指す子ども像を家庭や地域も共有し、地域総ぐるみで子どもの育ちを支援していきます。

2 キャッチフレーズ

『藤枝の未来を拓く子どもたちの育成に向けて』

本市では小中一貫教育を、単なる教育の構造改革として捉えるのではなく、教育大綱で掲げる『学びの環境モデルふじえだ』の一環として捉え、家庭・地域・市民活動団体や企業も含めた地域総ぐるみで輝く子どもたちの成長を見守る環境づくりを推進する機会として、計画を推進していきます。



3 推進の方法

本市の小中一貫教育では、次の5項目を推進していきます。

いずれも「つなぐ」をキーワードに、小中学校9年間の「縦の小中一貫教育」と、家庭・地域・企業・学校等が連携・協働する「横の小中一貫教育」に取り組みます。

(1) 社会的資質の向上 ～ ふれあいでつなぐ ～

家庭・地域・学校の連携・協働により、子どもたちの社会参加の機会を充実させる中で、対人関係能力(コミュニケーション能力^{*6})を育み、キャリア教育^{*7}や主権者教育^{*8}を進め、社会の一員としての自覚を促し、自己肯定感を高めることで社会性を育成します。

(2) 確かな学力の習得 ～ 学びをつなぐ ～

小中一貫した学習指導等を実施し、基礎的・基本的な知識及び技能の確かな習得に向けた系統性・連続性のある教育活動の展開や、小学校高学年の教科担任制の導入をすることで、問題解決力、英語運用能力、基礎科学力を育成し、児童生徒の学習意欲や学力の向上を図ります。

(3) 豊かな人間性の育成 ～ 夢・希望をつなぐ ～

児童生徒間の交流にとどまらず、地域との交流等により、豊かな人間性を育成し、児童生徒の発達段階や一人ひとりの個性に応じた連続性のある生活指導の実施により、中1ギャップの解消に努めるとともに、心の教育を充実させ、子どもの自己教育力を育成します。

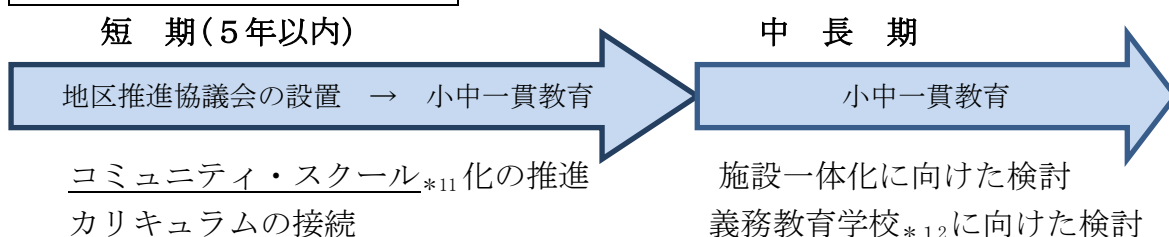
(4) 地域を担う人材の育成 ～ 地域でつなぐ ～

地域との連携・協働により、歴史・伝統・文化を継承し、自分の住む地域に自信と誇りを持つとともに、地域行事を通して地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、将来の地域を担う人材の育成に努めます。

(5) 教職員の指導力向上 ～ 教えをつなぐ ～

小中学校教職員が相互理解を深め、情報共有し、次期学習指導要領を見据えた外国語活動やICT^{*9}を活用した教育、プログラミング教育^{*10}の導入などを通して、指導力向上に努めます。

小中一貫教育推進ロードマップ



Ⅲ 具体事業

Ⅱ「小中一貫教育の方針」に基づき、短期・中長期に分類する中で、以下の取組例のうち、中学校区毎の実態に即した事業を各項目で1つ以上実施していきます。

1 短期的な取組例

(1) 社会的資質の向上

① 育てたい子ども像の共有化

- ・小中学校教職員だけでなく、保護者や地域も育てたい子ども像を共有し、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、協働して子どもたちを育みます。

② ふじえだ型ピア・サポート活動^{*13}の充実

- ・ピア・サポート活動の計画を小学校と中学校が合同で作成したり、PTAの活動に取り入れたりするなどして地域にも広げていきます。

③ ふじえだマナー^{*14}の普及と充実

- ・ふじえだマナーを小中学校PTA活動の中で合言葉にするなど、家庭と学校が日常生活の中で意識して取り組むよう働きかけます。

④ 子ども理解ファイル^{*15}の活用

- ・子どもの指導・支援上の留意事項等は9年間確実に引き継ぎ、継続的な支援指導をすることで、子どもが持つ様々な可能性を伸ばします。

(2) 確かな学力の習得

① 英語教育の充実

- ・ALT^{*16}を増員し、小学校3年生からの先行実施など、次期学習指導要領へ対応し、英語力の定着に努めます。

② 理科・科学教育の充実

- ・小学校高学年の理科の授業は専科教員等が担当したり、専門機関(JAXA^{*17}等)との連携によるゲストティーチャー^{*18}の授業等を検討するなど、科学に興味を持つ子どもの育成に努めます。

③小学校高学年への教科担任制の導入

- ・中学校教員の乗り入れ授業^{*19}や専科教員の指導等を実践します。

④ICT機器の導入活用

- ・各教科の授業では、ICT機器を効果的に活用し、プログラミング教育を試みます。

⑤小中一貫教育カリキュラムの作成

- ・アクティブ・ラーニング^{*20}を取り入れ、9年間の一貫性を重視した上で、つまずきやすい箇所を明示した段階的な指導計画（小中一貫教育カリキュラム）を作成します。

(3) 豊かな人間性の育成

①道徳教育の充実

- ・育てたい子ども像に沿った道徳教育の小中学校指導プログラムを策定します。
- ・郷土の歴史・伝統・文化に造詣の深い地域のゲストティーチャーを発掘し、子どもの郷土への愛着意識を高めます。

②地域と協働した教育の推進

- ・学校サポーターズクラブ^{*21}や地域諸団体と連携しながら、地域の人材が、学校に関わる機会の拡大に努めます。
- ・コミュニティ・スクール化を推進します。
- ・地域開催の各種講座・スポーツ教室と、学校行事との連携等を模索し、子どもが地域と関わる場の拡大を検討します。
- ・地区交流センターとの連携により、子どもが地域の方々とふれあう場の設定を検討します。

③異年齢交流活動の強化

- ・小中学生合同のあいさつ運動の実施や中学生による小学生への読み聞かせ等、小中学生の交流活動を増やします。
- ・地域主催の行事等で小中学生の交流の機会を設けるよう働きかけます。

④ P T A 地域交流活動の強化

- ・ P T A と地域とが協働してできる活動内容を検討し、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりに努めます。

(4) 地域を担う人材の育成

① 地域との連携強化

- ・ 総合的な学習の時間の充実を図るため、学校サポーターズクラブや地域ゲストティーチャーとの連携を深めます。

② 郷土学習の推進

- ・ 社会科や総合的な学習の時間の一部を使い、郷土の歴史、文化、産業に触れる機会を地域と協働して検討します。

③ キャリアパスポート^{*22} の活用

- ・ 小学校から特別活動の時間にキャリアパスポートを活用し、生き方学習を中学校まで継続することに努め、キャリア教育の充実を図ります。

④ 地域との交流の場の拡大

- ・ 学校サポーターズクラブや地域諸団体と連携しながら、地域の人材が学校に関わる機会の拡大に努めます。 【再掲】
- ・ コミュニティ・スクール化を推進します。 【再掲】
- ・ 地域開催の各種講座・スポーツ教室と、学校行事との連携等を模索し子どもが地域と関わる場の拡大を検討します。 【再掲】
- ・ 地区交流センターとの連携により、子どもが地域の方々とふれあう場の設定を検討します。 【再掲】

(5) 教職員の指導力向上

① ティームティーチング^{*23} の実践

- ・ 各校区で教科を選定し、中学校教員が小学校に出向き、小学校教員とティームティーチングが行えるような体制を検討します。

② 小中学校合同研修会の強化

- ・ 教職員の授業力を高めるため、定例の小中学校合同研修会に、I C T 機器等を導入し、情報交換に努めます。

③教職員の専門性の向上

- ・教員を他校の研究発表会や研修会等に派遣し、実践に触れる機会を設けます。

④「育てたい子ども像」に向けた共通理解の促進

- ・P D C Aサイクル^{*24}に基づき、子どもたちの育ちを小中学校で確認する場として、合同の教育課程編成会議等の開催を検討します。



2 中長期的な取組例

校舎躯体の耐久性を調査する中で、施設改修や施設一体化も含めた一貫教育のあり方や、併せて制度化された義務教育学校の設置についても検討します。

3 モデル地区の取組

瀬戸谷地区をモデル地区として、小学校高学年の教科担任制の実施、中学校教員の乗り入れ授業や小学校3年生からの外国語活動を先行実施し、その検証をもとに他地区への導入を図ります。

IV 計画年次

本計画は、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする5ヶ年計画とします。

ただし、社会情勢の変化や次期学習指導要領の改訂をはじめとする国・県の施策と連動するため、基本的には5年後に見直しをしていきますが、必要が生じた場合には随時改定していきます。



V 参考資料

1 平成28年度各中学校区の小中学校連携ドリームプラン校区目標等

小中学校連携ドリームプラン事業の取組の一環として、全中学校区で小中学校連携ドリームプラン校区目標を定めています。以下にその一覧を示します。

藤枝中学校区

① 学校教育目標・重点目標

学校名	学校教育目標	重点目標
藤枝小学校	夢 自立 思いやり	自分も相手も大切に
藤枝中央小学校	たくましく なかよく	いのち輝く子～そのらしさが輝く 心のスイッチ オン～
稲葉小学校	生き生き活動する子	自分で判断し、進んで行動する子
藤枝中学校	自律・探究・協調	信頼と思いに応える学校づくり

② 小中学校連携ドリームプラン校区目標

- 子どもの育ちを9カ年で捉えた児童・生徒理解、生徒指導を推進する。
- 小・中9年間を見通した確かな学力の定着を図る。
- 地域ぐるみで読書に親しむ子どもを育成する。

西益津中学校区

① 学校教育目標・重点目標

学校名	学校教育目標	重点目標
西益津小学校	学ぶ喜びと自信をもって進む子	自ら進んで よりよい判断・実行
藤岡小学校	楠のように大きく香り高さ人に	個をきたえ集団を高める
西益津中学校	至誠・向学	安心安全な学校づくり わかる授業づくりと確かな学力の育成 心身共にたくましく、心豊かで誠実な生徒の育成 地域に誇れる学校づくり

② 小中学校連携ドリームプラン校区目標

- 歌う事を通して子どもの自己肯定感や豊かな感性を育てる。
- 3校共通のリーフレット「本の世界へようこそ」の有効活用により、学校でも家庭でも本に親しむことができる子どもを育てる。
- 小中合同研修を通して9年間の学びをつなぎ、主体的に授業に取り組む子どもを育てることにより、学力の定着を図る。

青島中学校区

① 学校教育目標・重点目標

学校名	学校教育目標	重点目標
青島小学校	自立できる子ども	自己指導力づくり ～自分にとっても周りにとってもよい行動は何か、自分で考え実行する力～
青島東小学校	笑顔あふれる学校・・・豊かな心 確かな学力 健やかな体	やさしい話し方 あたたかな聴き方
青島中学校	自立・共生（自分で考え行動し、共に高め合い学び合う生徒）	思いや考えを伝え合い、学ぶ喜びが実感できる授業づくり 思いやりを大切に人とかかわり、笑顔であいさつができる生徒の育成

② 小中学校連携ドリームプラン校区目標

- 系統的な学習計画、指導体制の確立を目指す。
- 小中共通理解による児童生徒理解、生徒指導を行う。
- 9年間を見通したキャリア教育を構築する。
- 英語指導力向上事業を通し、小中連携した英語指導のあり方を構築する。

葉梨中学校区

① 学校教育目標・重点目標

学校名	学校教育目標	重点目標
葉梨小学校	自分で考え 実行する子	自分で考え 実行する子 ～自分もよく 相手もよく～
葉梨西北小学校	自ら学び 心豊かにたくましく伸びる子	進んで行動する力（自立） 互いに高め合う力（共生）
葉梨中学校	自立 そして未来へ	自分で・考えて・尽くす

② 小中学校連携ドリームプラン校区目標

- 葉梨地区の児童生徒の自尊感情（自己肯定感）を高める。
 - ・自信を持って学習に立ち向かえる子どもの育成
 - ・「はな＊はなタイム」（葉梨地区のお話の会）を充実させ、心豊かな子どもの育成をはかる。
 - ・百人一首を共通な教材とし、我が国の伝統的な言語文化に親しみ、関心や理解を深める。

高洲中学校区

① 学校教育目標・重点目標

学校名	学校教育目標	重点目標
高洲小学校	明るく 元気で すなおな子	気づき 考え 実行しよう
高洲南小学校	互いが育つかかわ りのできる子	学び合う子 支え合う子 高め合う子
高洲中学校	自立・共生・躍動	思いや考えを伝え合うことで学びを深める授 業づくり 思いやりを持って人に接し、心を込めてあい さつができる生徒の育成

② 小中学校連携ドリームプラン校区目標

- 「高洲すこやか3ヶ条」の取組を通し、望ましい生活習慣の確立と読書活動を推進する。
- 幼・小・中の授業交流を通し、確かな学力の育成を図る。
 - ・外国語活動等を通して、豊かな表現力やコミュニケーション能力の育成を図る。
 - ・キャリア教育を推進し、自尊感情や職業観を育む。
 - ・家庭学習の在り方について検討し、基礎的基本的な学力の向上を図る。

大洲中学校区

① 学校教育目標・重点目標

学校名	学校教育目標	重点目標
大洲小学校	自ら高め 共に生きる子	ちからいっぱい やさしさいっぱい
大洲中学校	自立・共生・夢・挑戦	学力向上 自主性と連帯性を育てる活動の推進 安心して生活できる環境づくり

② 小中学校連携ドリームプラン校区目標

- 全教育課程で取り組む道徳教育の推進
～自立・共生できる児童・生徒を目指して～
 - ・人に伝わるあいさつを浸透させる。
 - ・伝え合う力・関わり合う力を育む。
 - ・ピア・サポートの精神を更に広める。
 - ・家庭・地域と連携して大洲すくすく3箇条「早寝・早起き・朝ごはん」「明るく元気なあいさつ」「仲良く・笑顔で生活」できる子を育成する。

瀬戸谷中学校区

① 学校教育目標・重点目標

学校名	学校教育目標	重点目標
瀬戸谷小学校	たくましく なかよく 伸びる子	あたらしい自分に出会う
瀬戸谷中学校	自らを拓き 共に歩む 心豊かな生徒	自分発見

② 小中学校連携ドリームプラン校区目標

- 自分らしさに気づき、夢の実現に向けて意欲を持ち、粘り強く努力する子ども
- 9年間で、知・徳・体をバランスよくはぐくみ、自分の成長を実感して次の段階へ自ら進んでいける子ども（自立）
- 同級生や異学年の子ども、地域の人たちとかかわり合う中で、積極的に人ととかかわっていこうとする態度をはぐくむとともに、自分のよさと周りの人のよさに気づき、自分も相手も大切にできる子ども（共生）
- 瀬戸谷の人・自然・文化・産業等について深く理解し、郷土を大切にしていこうとする子ども

広幡中学校区

① 学校教育目標・重点目標

学校名	学校教育目標	重点目標
広幡小学校	心豊かな子	見つけ 考え 実行する子 ～つよい心 やさしい心～
広幡中学校	自助 共生 そして自立へ	求め やり抜き 磨き合う

② 小中学校連携ドリームプラン校区目標（平成28年度）

- 「自分を表現することの心地よさ」を感じ、授業や行事等を通して表現できる子を育む。
- 小中共通に9年間を見通した子ども像・授業観をもって、継続的に学習指導を行うことで、根拠のある意見を言える子を育む。
- 小中職員が相互に授業を見せ合い、生徒の様子や小中の文化を理解しながら生徒理解や授業改善に取り組み、生徒指導力・授業力を養い自ら動き出せる子を育む。
- 小中連携して「ピアサポート活動」「明るいあいさつ」「授業研究」を行うことで、児童・生徒が相互に支えあう思いやりの心を育てる。
- 児童生徒の防犯・防災における安全についてPTAや地域を巻き込んで取り組む。

青島北中学校区

① 学校教育目標・重点目標

学校名	学校教育目標	重点目標
青島北小学校	希望の歌響かせて 心豊かに生きる子	自立 共生 ～自分から行動する子～
青島北中学校	高い理想と真理を求め よりよい人間をめざして学ぶ生徒の 育成	自ら求め成し遂げる生徒の育成 「自立・共生」

② 小中学校連携ドリームプラン校区目標

- 小中9年間を見通して児童生徒の表現力の育成
・伸び伸びと自己表現できる前向きな姿勢を小中9年間で育む。

岡部中学校区

① 学校教育目標・重点目標

学校名	学校教育目標	重点目標
岡部小学校	かしこく やさしく たく ましく	本気でやり抜く子
朝比奈第一小学校	心豊かに学ぶ子	個を鍛える
岡部中学校	自らの道を自らの力できり 拓く生徒	共に自らを鍛える ～夢 目標 努力～

② 小中学校連携ドリームプラン校区目標

- 合同授業研修を核として研修内容の共通化・系統化を図り、義務教育9年間で豊かな学力を育てる。
・9年間を見通して言語力を育成する。
・「考え つなげ 深める」場面の活性化と21世紀型能力の育成を研究の柱とする。
・学習習慣、学習規範の共通化・系統化を進める。
- 小中連携・地域連携を通し望ましい生活習慣を育てる。
・地域と一体となって「子育て12か条」の定着を図る。

2 計画策定の経過

平成26年度

学校経営研究委員会「瀬戸谷ならではの小中連携・一貫教育のあり方」研究

平成27年度

学校経営研究委員会「本市小中一貫教育を進めるにあたっての課題と方向性」研究

2月 藤枝市小中一貫教育シンポジウム開催

平成28年度

5月 藤枝市小中一貫教育推進計画策定方針の決定（行政経営会議）
藤枝市小中一貫教育推進協議会及び藤枝市小中一貫教育検討委員会設置

6月 7日 第1回藤枝市小中一貫教育検討委員会開催

6月13日 第1回藤枝市小中一貫教育推進協議会開催

7月19日 第2回藤枝市小中一貫教育検討委員会開催

7月26日 第2回藤枝市小中一貫教育推進協議会開催

8月19日 第3回藤枝市小中一貫教育検討委員会開催

8月22日 第3回藤枝市小中一貫教育推進協議会開催

10月27日 第4回藤枝市小中一貫教育検討委員会開催

11月 9日 第4回藤枝市小中一貫教育推進協議会開催

1月26日 第5回藤枝市小中一貫教育検討委員会開催

2月 2日 第5回藤枝市小中一貫教育推進協議会開催

3月16日 藤枝市教育委員会3月臨時会 計画策定

3 協議会委員等

平成28年度 藤枝市小中一貫教育推進協議会 委員名簿

	氏名	所属団体等	備考
1	武井 敦史	静岡大学大学院教授	
2	吉田 和弘	市PTA連絡協議会小学校代表	青島東小学校 P 会長
3	椿原 厚子	市PTA連絡協議会中学校代表	岡部中学校P副会長
4	石坂 公一	自治会連合会支部長	
5	村田 久典	青島小学校長	
6	朝比奈 義典	大洲中学校長	
7	山本 満博	教育長	
8	大畑 直巳	教育部長	

平成28年度 藤枝市小中一貫教育推進検討委員会委員名簿

	氏名	所属団体等	備考
1	村田 久典	青島小学校長	
2	朝比奈 義典	大洲中学校長	
3	山下 由花	葉梨小学校教頭	
4	柳本 雅弘	西益津中学校教頭	
5	遠藤 秀紀	青島北中学校教務主任	
6	内記 秀夫	教育政策課長	
7	小林 彰	学校教育監	

藤枝市小中一貫教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 藤枝市における小中一貫教育(小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育)の在り方について、教育委員会と有識者、関係者等が協議を行うために、藤枝市小中一貫教育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 市における小中一貫教育に係る方針及び小中一貫教育の導入・推進に係る計画に関すること。

(2) その他、小中一貫教育に関し教育委員会が必要と認める事項。

(構成員)

第3条 協議会の委員は10人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が任命又は委嘱する。

(1) 保護者の代表者

(2) 地域住民の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 学校関係者

(5) 教育委員会の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、教育長の職にある委員をもって充てる。

2 会長は協議会の会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は原則公開とする。

(委員会の設置)

第7条 協議会に委員会を置き、協議会からの付託事項を処理する。

2 委員会の所管事項は、別に要綱で定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を藤枝市教育委員会教育政策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行し、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

藤枝市小中一貫教育推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 藤枝市において導入を目指す小中一貫教育（小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育）の内容と導入スケジュールを検討し、藤枝市小中一貫教育推進計画を作成するため、藤枝市小中一貫教育推進協議会の下に、藤枝市小中一貫教育推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議)

第2条 委員会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 小中一貫教育により目指す子ども像や、導入する一貫教育の形態、子どもたちの発達段階に合わせた9年間の区分、9年間を通じたカリキュラムの作成など、導入を目指す小中一貫教育の内容と導入スケジュールを検討し、藤枝市小中一貫教育推進計画の素案を作成すること。
- (2) その他、小中一貫教育に関し教育委員会が必要と認める事項。

(構成員)

第3条 委員会の委員は10人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学校長2人（小学校、中学校）
- (2) 教頭2人（小学校、中学校）
- (3) 小中学校の教務主任1人
- (4) 教育委員会の職員（教育政策課長、学校教育監）

(任期)

第4条 委員の任期は任命の日から平成29年3月31日までとし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教育政策課長の職にある委員をもって充てる。

2 委員長は委員会の会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は原則公開とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を藤枝市教育委員会教育政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行し、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

4 用語解説

アルファベット

A L T (外国語指導助手) 【P6 *16】

Assistant Language Teacher の略。生きた外国語を子どもたちに伝えるため、中学校の英語（外国語）授業や小学校の外国語活動の助手として、日本人教員と協働で外国語指導を行う外国の人のこと。

I C T (アイシーティー) 【P5 *9】

Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。社会の情報化が急速に進展する中で、学校においても、コンピュータやインターネット、デジタルカメラ、タブレット、電子黒板等の I C T が多様な学習のための重要な手段として活用されれば教育の質の向上が図れると期待されている。

J A X A (宇宙航空研究開発機構) 【P6 *17】

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（うちゅうこうくうけんきゅうかいはつきこう、英称：Japan Aerospace eXploration Agency, JAXA）は、日本の航空宇宙開発政策を担う研究・開発機関である。ロケットや人工衛星、航空機などを扱い、宇宙航空分野に基礎研究から開発・利用に至るまで一貫して行う機関。

P D C A サイクル 【P9 *24】

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実施する。

教育施策においては、目標を明確に設定し（Plan）、実施し（Do）、その成果を客観的に検証し（Check）、その結果を改善して次の教育施策に反映させる（Act）という循環サイクルのこと。

あ 行

アクティブ・ラーニング 【P7 *20】

「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習」のことで、教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等を含んでいる。グループディスカッション、ディベート、グループワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

か 行

学校サポーターズクラブ 【P7 *21】

学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域の人々をボランティアとして派遣する組織。家庭・地域・学校等が一体となって地域ぐるみで教育に取り組む体制の構築を目的としている。

義務教育学校 【P5 *12】

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校の種類。

キャリア教育 【P5 *7】

各学校段階の児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路や進学希望校等を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観などを、学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとする教育のこと。

キャリアパスポート 【P8 *22】

次期学習指導要領でキャリア教育を推進するため、特別活動の時間に子どもたちのキャリア教育に関する活動を記録し、振り返ることのできる教材として文部科学省が考えているもの。

グローバル化 【P1 *4】

政治・経済、文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。1970年代、地球環境が人類的課題であるという意識が生まれたことなどから広く用いられるようになった。

ゲストティーチャー 【P6 *18】

子どもの視野の拡大や専門性に触れる機会づくりのために、総合的な学習の時間や道徳等で指導者として、特別に学校に招き、指導をする人。各種の職業人やボランティア活動に取り組む人、様々な趣味を持つ人など、その道の専門家が多い。

合計特殊出生率 【P1 *1】

人口統計上の指標で一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。その年の15歳から49歳までの女性が産んだ子どもの数を元に算出する。

子ども理解ファイル 【P6 *15】

指導に配慮を要する児童生徒を対象に、子どもにかかわる様々な情報（配慮をしたこと等教員が指導上必要なことや指導記録）を学級担任が記録し、中学校まで引き継ぐ個人の指導記録。個人情報保護の観点から慎重に管理されている。

コミュニケーション能力 【P5 *6】

国際社会を生き抜く異文化コミュニケーション能力、世代間コミュニケーションの問題を克服する能力、楽しい学校生活を送るための人間関係を形成していく能力など、これからの時代を生きる子どもたちにとっての基礎的な能力。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） 【P5 *11】

学校運営や学校の課題に対して、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、協議し、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進める仕組みのこと。

平成16年9月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域住民、保護者などにより構成される「学校運営協議会」を設置できる。

さ 行

静岡式35人学級編制 【P1 *3】

小学校3年生以上について、国が定める1学級の児童生徒数の上限40人をより少人数化して35人とする静岡県教育委員会の施策。

主権者教育 【P5 *8】

単に政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。

小中学校連携ドリームプラン事業 【P1 *5】

児童生徒の確かな成長のため、地域での9年間を意識し、同一中学校区の小中学校が連携して取り組む藤枝市独自の事業。子どもたちが夢を持ち、教員にとっても教育研究となることを目的としている。

た 行

中1ギャップ 【P1 *2】

小学校から中学校に進学したときに、学習や生活の変化になじめず、いじめや不登校などのさまざまな困難を抱えてしまう生徒が増える現象のこと。いわゆる「問題行動等調査」の結果を学年別に見ると、小6から中1で不登校数等が急増するよう見えることから使われ始めた。

ティームティーチング 【P8 *23】

複数の教員が、役割分担と相互協力のもとに指導計画を立てて、指導を行う方法のこと。
児童生徒の学習速度や習熟度などに合わせて、きめ細かな指導や多様な学習形態が可能となる。

な 行

乗り入れ授業 【P7 *19】

中学校教員が小学校で、小学校教員が中学校で授業を行うこと。

は 行

ふじえだ型ピア・サポート活動 【P6 *13】

児童生徒同士など同じ立場の仲間同士で思いやり支え合う実践活動。

子どものコミュニケーション能力や、思いやりの心を育むことを目的とした、子ども自身が自発的に行う活動。ボランティア清掃から友達への声かけといったさりげないものまで、「人のためになる、仲間を助ける活動」のことを指す。藤枝市では市内全校で「思いやり溢れる学校」をめざして、ピア・サポート活動に取り組んでいる。

ふじえだマナー 【P6 *14】

「人を思いやる心から自然に出てくる言葉や態度」のこと。

ふじえだマナーを意識することで、誰もが気持ちよく過ごせるようにと、発達段階ごと(乳幼児～中学生)のマナーブックを作成・配布したり、より身近でわかりやすい言葉でふじえだマナーを呼びかけ、実践してもらおうと「マナー愛言葉」として発信したりするなど、普及・啓発に努めている。

プログラミング教育 【P5 *10】

子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育むこと。



平成29年3月

藤枝市教育委員会 教育政策課

「令和3年度市子連親子写生作品コンクール」について

(生涯学習課)

1 趣 旨

毎年、ゴールデンウィークに蓮華寺池公園で開催していた親子写生大会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とし、代替企画として、地域の自然や風景を題材とした写生画を応募していただく親子写生作品コンクールを実施する。

これにより、親子のふれあいの機会を創出し、地域の自然への関心を深めると共に児童の健全育成を図る。

2 概 要

- (1) 事業名 令和3年度市子連親子写生作品コンクール
- (2) 主催者 藤枝市子ども会世話人連絡会
- (3) 対象者 市内子ども会所属の児童と保護者
- (4) 要 項
 - ① 画 題 自分が住んでいる地域の自然や風景
 - ② 画 材 四つ切り画用紙、水彩絵の具又はクレヨン
 - ③ 応募方法 生涯学習課青少年係窓口で指定の作品票に題名、住所、氏名、連絡先、子ども会名を記入し、作品の裏に貼付して提出。
 - ④ 応募期限 5月14日(金)午後5時

3 その他

- (1) 応募者全員に参加賞を贈呈。
- (2) 全作品の中から特別賞、入選、佳作を選定し、それぞれに賞状と賞品を贈呈。

※ 表彰式 7月27日(火)午後4時 生涯学習センター 第1会議室

- (3) 入賞作品は、7月21日(水)～7月30日(金)まで生涯学習センター、8月3日(火)～8月15日(日)まで駅南図書館にて展示を行う。

文部科学省『子供の読書活動優秀実践図書館』として 藤枝市立図書館が表彰されました

(図書館課)

1 要 旨

本市の3市立図書館が、文部科学省が主催する「令和3年度子供の読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣賞を受賞したので報告する。

併せて、全国の代表として唯一、事例発表として読書活動の報告を行う。

※子供の読書活動表彰

文部科学省が、平成14年度から国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動を推進するため、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、団体・個人に対し大臣表彰を行っている。

2 概 要

(1) 表彰式

日 時：令和3年4月23日（金）午後1時

会 場：国立オリンピック記念青少年総合センター

内 容：子どもの読書活動推進フォーラム内で表彰

○コロナウイルスの感染対策により、受賞者は不参加で実施されるため、後日、県を通じて伝達される。

(2) 事例発表

本市の取組事例を文部科学省HPにおいて動画により紹介。

内容は、駅南図書館の「そらいろ図書館」の様子や、岡出山図書館が中心となり、幼少期の読書活動の習慣化に大きな効果をあげている「読書っ子育て事業」を紹介した動画。

<参考>その他の県内受賞状況

○子供の読書活動優秀実践校

- ・静岡市立横内小学校
- ・焼津市立黒石小学校
- ・常葉大学附属橘中学校

○子供の読書活動優秀実践団体・個人

- ・朗読グループかざぐるま（焼津市）